警備員検定の受験準備チェックリスト

施設警備2級・交通誘導警備2級・雑踏警備2級（北海道で受ける場合）

受け方・日程・申し込み・持ち物・学科と実技の中身・合格したあとの手続きを、順に確かめるためのリストです。日程・手数料・持ち物は年度や回ごとに変わるため、必ずその回の公式の案内で確かめてください。

実施日・会場		**氏名**	
受ける検定	☐ 施設警備2級　☐ 交通誘導警備2級　☐ 雑踏警備2級		
受け方	☐ 直接検定（北海道警察）　☐ 講習（北海道警備業協会）		

確かめたら ☐ に印を付け、確認した日を書きます。当てはまらない項目は ☐ に「−」と書きます。

No.	確認すること	確認	確認日	メモ
■ 1　受ける検定と受け方を決める				
1	受ける検定の種別を決めた（施設警備・交通誘導警備・雑踏警備。どれも1級と2級がある）	☐		
2	2級には経験年数の受検条件がないことを確かめた（1級は、2級の合格証明書を受けてから、その種別の仕事に1年以上従事した人など。規則第8条）	☐		
3	受け方を決めた（① 北海道公安委員会の直接検定　② 北海道警備業協会の特別講習。講習を修了すると試験が全部免除され、合格したものとみなされる。規則第5条）	☐		
4	合格証明書は、18歳未満の人と、欠格事由に当たる人には交付されないことを確かめた（警備業法第23条）	☐		
5	働いている会社に、受けたい種別と時期を伝えた（警備員向けの講習は、会社の担当者が申し込む）	☐		
■ 2　日程を調べる				
6	北海道警察の「警備業講習関係実施予定表」で、直接検定の実施日・会場・定員・仮申込と本申込の期間を見た	☐		
7	直接検定の告示（実施日の90日前までに出る。規則第7条）で、受検の要件・手数料・提出する書類を確かめた	☐		
8	北海道警備業協会の「講習案内」で、年度の特別講習計画書と、受けたい回の案内（申込の期間・会場・定員・受講料）を見た	☐		
9	申し込む前に、日程が変わっていないかを公式の案内でもう一度確かめた（予定表・計画書とも、変更や中止がありうると書かれている）	☐		
■ 3　申し込む				
直接検定（北海道警察）				
10	仮申込：北海道警察本部 保安課 警備業係へ電話した（指定日の午前9時〜午後4時30分）	☐		
11	本申込：住所地か、所属する営業所の所在地を管轄する警察署に申請書などを出した（e-Gov電子申請でもできる。定員に達すると締め切られる）	☐		
講習（北海道警備業協会）				
12	受講できる人か確かめた（警備員向けの講習は、原則として北海道在住の警備員で、新任教育を受けた人。欠格事由に当たらない人）	☐		
13	会社の担当者が「特別講習申込受付システム」で申し込んだ（仮申込 → 決定の通知 → 本申込 → 受講料の支払い。定員を超えると抽選）	☐		
14	事前セミナー（学科が中心）・事前講習（実技が中心）を受けるか決めた（申込先は北海道警備業協会。受講料は別）	☐		
15	警備員として働いていない人は、「警備員になろうとする者に対する特別講習」の案内を確かめた（令和8年度は施設警備2級の1回。本人が協会へ申し込む形）	☐		
■ 4　持ち物と服装				
16	服装：警備員向けの講習は、制服・制帽（ヘルメット可）。警備員になろうとする人向けの講習は、実技・考査のある日は動きやすい服装と、つばのある帽子	☐		
17	eラーニング受講状況証明書（講習の当日に、受講票の代わりに出す）	☐		
18	教本・模擬問題集（買った場合）・筆記具（学科試験があるため、鉛筆と消しゴムは必ず）	☐		
19	上靴用の運動靴（スリッパ・革靴などは不可）・腕時計（通信機能のあるスマートウォッチは不可）	☐		
20	受付の時刻と会場を確かめた（令和8年度の講習の案内では、受付 7時30分〜7時50分・講習 8時〜17時30分）	☐		

No.	確認すること	確認	確認日	メモ
21	直接検定を受けるときは、持ち物と服装を、その回の告示と案内で確かめた	☐		
■ 5　学科と実技の準備（2級の科目。警備員等の検定等に関する規則 別表第二）				
22	3つの種別に共通（学科）：警備業務に関する基本的な事項（警備業務実施の基本原則・警備員の資質の向上）と、警備業法などの法令	☐		
23	施設警備2級（学科）：消防法・銃砲刀剣類所持等取締法などの法令、出入管理・巡回の方法、施設警備業務用機器と故障や不調のときの措置、事故が起きたときの応急の措置（不審者・不審な物件への措置、警察などへの連絡、けが人の救護、護身の方法）	☐		
24	施設警備2級（実技）：出入管理・巡回・機器の操作と、故障や不調のときの措置、事故が起きたときの応急の措置を、実際にできる	☐		
25	交通誘導警備2級（学科）：道路交通法などの法令、資機材の機能・使い方・管理と人や車両への合図の方法、事故が起きたときの応急の措置（警察などへの連絡、けが人の救護、道路で事故を広げないための措置、護身の方法）	☐		
26	交通誘導警備2級（実技）：資機材や合図で人や車両を誘導できる（例：小旗・誘導灯・大旗での徐行・停止・進行・幅寄せ、警笛と素手の合図での後退の誘導。警視庁の出題範囲の表）。応急の措置もできる	☐		
27	雑踏警備2級（学科）：軽犯罪法・道路交通法などの法令、資機材の使い方と人の誘導、事故が起きたときの応急の措置（警察などへの連絡、けが人の救護、護身の方法）	☐		
28	雑踏警備2級（実技）：資機材を使った雑踏の整理と、応急の措置（警察などへの連絡、けが人の救護、護身の方法）を、実際にできる	☐		
29	合格の基準を知っている（学科は択一式・実技は減点式で、どちらも90%以上。学科に合格しないと実技に進めない。規則第6条。講習の修了考査も同じ。規則第17条）	☐		
■ 6　合格したあと				
30	成績証明書（直接検定）か、講習会修了証明書（講習）を受け取った（どちらも有効期間は交付の日から1年間）	☐		
31	合格証明書の交付を申請した（住所地か、所属する営業所の所在地を管轄する警察署へ。手数料は北海道収入証紙で納める。2026年10月28日の北海道警察の案内では10,000円）	☐		
32	書類をそろえた（交付申請書、成績証明書か講習会修了証明書、履歴書、住民票（本籍地が表示され、個人番号が表示されていないもの）、身分証明書（本籍地の市区町村が発行）、医師の診断書、誓約書。証明書のほかは、発行・作成から3か月以内のもの）	☐		
33	写真を用意した（申請前6か月以内に撮った無帽・正面・上三分身・無背景のもの、縦3cm×横2.4cm、裏に氏名と撮影年月日）	☐		
34	交付を受けたら、配置が決まっている現場では合格証明書を持ち、求められたら見せる（規則第3条。交付まで概ね30日）	☐		

※「規則」は、警備員等の検定等に関する規則のことです。科目の言葉は、規則の別表第二を読みやすく言い直しています。

出典（2026年10月28日に確かめました）

・警備業法 第23条 https://laws.e-gov.go.jp/law/347AC0000000117

・警備員等の検定等に関する規則 第3条・第5条〜第8条・第17条・別表第二 https://laws.e-gov.go.jp/law/417M60400000020

・北海道警察「警備業講習関係実施予定表」 https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/seian/security_service/06_guard_class_schedule.html

・北海道警察「警備業の合格証明書」 https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/seian/security_service/05_guard_pass.html

・北海道警備業協会「講習案内」と、令和8年度の各特別講習の案内 https://www.hssa.or.jp/information/index.html?cate=102

・警視庁「交通誘導警備業務検定（1級・2級）の学科試験及び実技試験の出題範囲及び配点の基準」

・使い方の解説：https://l-security-lit.com/column/security-guard-exam-hokkaido

ご利用にあたって

このチェックリストは、一般的な項目をまとめた参考の書式です。L.SECURITY（合同会社LIT）が実際の業務で使っている書式ではありません。ご利用の際は、内容をご自身でご確認のうえ、勤務先の警備会社の指示に従ってください。このチェックリストを使ったことによる損害について、当社は責任を負いかねます。

このチェックリストは L.SECURITY（合同会社LIT・北海道公安委員会認定 第10001029号）が作成しました。https://l-security-lit.com